徳島市新町橋河畔桟橋ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

１ 募集の目的

徳島市では、本市施設のサービス向上、施設利用の促進及び長期的に安定した財政基盤を確立するため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

２ 募集の対象となる施設

（１）施設の名称　　徳島市新町橋河畔桟橋

（２）施設の所在　　徳島市新町橋１丁目４番地の２地先

（３）施設の概要　　①浮桟橋本体　　全長３０．０m　幅７．０m

②シェルター屋根　高さ３．４m～３．７m

③供用開始日　　令和８年７月１８日

（４）年間利用者数　新設の為実績なし

【参考】徳島市中心市街地活性化基本計画

令和７年度定期フォローアップ報告書

Ｒ７年度周遊船乗船者数　５４，９５４人/年

３ 希望するネーミング・ライツの期間及び金額

（１）期間　　５年（ネーミング・ライツ期間開始日は、令和９年４月１日とします。）

（２）金額　　５年間で２００万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）

なお、ネーミング・ライツの金額（施設命名権料）は、各年度に係る金額（総額を５で除した金額）を、各年度４月３０日までに納付するものとします。

４ ネーミング・ライツの内容

（１）企業名又は商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。

なお、施設の正式名称の変更ではありません。

（２）パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミング・ライツ制度への取組状況を紹介することができます。ただし、掲載にあたっては、事前に徳島市都市建設部都市建設政策課までご相談ください。

（３）愛称には、「河畔桟橋」又は「河畔桟橋の意味を持つ言葉」が含まれるようにしてください。

（４）本市は、施設利用者等に積極的に愛称の利用を呼びかけるとともに、施設紹介時には愛称をわかりやすく表示するなど、愛称が定着するように努力します。

（５）景観条例、市景観計画に即したサインとしてください。

５ 愛称の内容

（１）本市財産の公共性を損なうおそれがないもので、徳島市民間広告事業実施要綱に基づく次の各号のいずれにも該当しないこととします。

ア．法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
イ．公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
ウ．人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
エ．政治性又は宗教性のあるもの
オ．個人の氏名、又は意見を広告しようとするもの
カ．社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
キ．誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
ク．青少年の健全育成にとって有害であるおそれのあるもの
ケ．その他公共施設として適当でないと認められるもの

（２）愛称について、次のことに留意してください。
ア．契約期間内の愛称変更は、原則として出来ません。
イ．愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、企業側ですべて負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負いません。
ウ．愛称を使用したサインについては、公共施設であることを鑑み、大きさ、色彩等を含め、優れたデザインとなるよう、ご検討をお願いします。
路上広告物等の地色については、白色か淡色とします。
エ．サイン計画については、ご検討後、本市と十分な協議をお願いします。但し、パートナー企業のご意向はできる限り尊重します。

６ 愛称使用に伴う施設命名権料以外の費用等

既存名称サインの撤去、愛称サインへの変更及び愛称サインの新設、並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、パートナー企業が発注、施工し、その費用については、パートナー企業の負担とします。また、パンフレット等の記載変更にかかる費用についても、パートナー企業の負担とします。

７ 募集期間

令和８年１１月１６日(月)から令和８年１２月１５日(火)　午後５時まで（必着）
（なお、期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。）

８ 応募資格

次の（１）から（３）の全てに該当する法人とします。

（１）徳島市民間広告事業実施要綱に基づく次に掲げる業種、業者に該当しないこと
ア．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受けるもの
イ．消費者金融に係るもの
ウ．賭博・ギャンブルに係るもの
エ．法律に定めのない医療類似行為に係るもの
オ．法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
カ．本市の指名停止措置等を受けているもの
キ．その他広告主として適当でないと市長が定めるもの

（２）市税（法人市民税、固定資産税）に滞納がないこと
（３）暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

９ 申込方法

別紙申込書（様式１）、誓約書（様式２）
に必要事項を記入して、添付書類を添えて提出してください。

※ 正本1部、副本６部（コピー可）を提出してください。
※ 応募に係る費用は、応募企業の負担とします。
※ 提出された書類は返却しません。
※ 本市情報公開条例対象文書の対象となります。（添付書類(1),(2),(3)は除きます。）

〇添付書類

（１）法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書）で３か月以内に発行されたもの
（２）納税証明書（法人市民税及び固定資産税・直近２か年分・コピー可）
（３）企業の概要及び過去３か年の決算報告書（任意様式）
（４）愛称の設定理由（任意様式）
（５）地域振興の実績及び今後の計画等（任意様式）

１０ パートナー企業候補の選定方法

本市が設置する選定委員会において、愛称、応募金額・期間等について、応募資料等に基づき、総合的に判断し、パートナー企業候補を選定します。なお、選定委員会は、非公開で行います。

１１ 選定結果の通知および公表

選定後、すみやかにパートナー企業候補と協議を行い、契約を締結します。

契約締結後は、次の事項について、ホームページで公表するとともに、すべての応募者に対し、文書により選定結果を通知します。

（１）パートナー企業名、代表者名、所在地
（２）ネーミング・ライツ期間
（３）ネーミング・ライツ金額（施設命名権料）
（４）施設の愛称名

１２ 契約の更新

契約を締結したパートナー企業は、次回の契約について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

１３ 原状回復

契約期間が終了する時は、設置した愛称表示サイン等を撤去し、原状回復していただきます。

１４ 問い合わせ及び申込書提出先

〒770-8571 徳島市幸町２丁目５番地
徳島市都市建設部都市建設政策課
担当　中川
電話 088-６２１-５４９３　ﾌｧｸｼﾐﾘ 088-６２１-５２７３
E-mail：toshi_kensetsu_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

（様式１）

令和　　年　　月　　日

徳　島　市　長　様

所在地
企業・団体名
代表者名　　㊞

ネーミング・ライツ制度パートナー企業申込書

「徳島市新町橋河畔桟橋ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項」に基づき、次のとおり応募します。

愛　称(案)		
期　間		５年　間 令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
施設命名権料 (期間中合計)		＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 (消費税・地方消費税は別途負担)
申込者 (企業又は団体) の業務内容		
本市市内事務所等の状況		1.本店　　2.支店　　3.営業所　　4.工場
本市市民雇用状況		1.10人以上　　2.10人未満
担当者	部　　署	
	職・氏名	
	電話番号	

添付書類

〇法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書)で３か月以内に発行されたもの
〇納税証明書（法人市民税及び固定資産税・直近２か年分・コピー可）
〇企業の概要及び過去３か年の決算報告書(任意様式)
〇愛称の設定理由(任意様式)
〇地域振興の実績及び今後の計画等(任意様式)

（様式２）

誓　約　書

徳島市新町橋河畔桟橋ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

１　徳島市新町橋河畔桟橋ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項の「８ 応募資格」に該当する企業又は団体であること。

２　契約期間中は、施設命名権料を遅滞なく納付すること。

３　申込時に提出した書類に記載した事項については、虚偽がないこと。

令和　　年　　月　　日

徳　島　市　長　殿

所在地
企業・団体名
代表者名　　㊞